

合格番号
EDLM型 : TC17702
EDWM型 : TC17737

耐圧防爆積層信号灯
シグナル・タワー®
取扱説明書
[型式 : EDLM, EDWM]

技術的基準

IIIS

このたびは、**パトライト シグナル・タワー**をお買い上げいただきましてありがとうございます。ご使用の前にこの取扱説明書をよくお読みのうえ、正しくお使いください。また、本書は大切に保管してください。保守・点検や補修などをするときには、必ず本書を読み直してください。なお、ご不明な点は最終ページに記載の技術相談窓口へお問い合わせください。

はじめに

この耐圧防爆積層信号灯は、両端をアルミ部材ではさまれたガラス管窓部を有する耐圧容器に、積層信号灯を内蔵したものであり、爆発性ガスが存在する危険場所に設置可能です。

- ガス設備や石油プラント、化学工場、塗装工場など引火爆発の危険性がある場所での警告表示用にご使用ください。
- IEC整合の技術的基準に適合した定着型の耐圧防爆構造の信号灯です。
- 水素やアセチレンなどの、爆発性ガス分類A～Cで使用できます。

安全上のご注意

お使いになる人や他の人への危害、財産への損害を未然に防ぐため、必ずお守りいただくことを、次のように説明しています。

- 表示内容を無視して誤った使い方をした時に生じる危害や損害の程度を、次の表示で区分し説明しております。

△警告 この表示の欄は「死亡または重傷などを負う可能性が想定される」内容です。

△注意 この表示の欄は「傷害を負う可能性または物的損害のみが発生する可能性が想定される」内容です。

1. 安全のため必ずお守りいただきたいこと

△警告

- 危険場所（ガスまたは蒸気の爆発性雰囲気が存在するおそれがある場所）に適合した防爆電気機器を使用してください。
- 配線時や設置時には、必ず電源を切っておこなってください。ショートによる内部回路の焼損や感電の危険があります。
- 運搬、設置、配管、運転・操作、保守、点検、修理、分解の作業は、各防爆構造、電気設備の施工、使用する国の関連法規など原理および機能の知識、並びに技能を持った人が実施してください。爆発、引火、感電、けがのおそれがあります。
- 外部への配線は、厚鋼電線管のものを使用してください。
- 下記内容をお守りください。使用方法を誤った場合、爆発、引火、感電、けが等のおそれがあります。
 - ・お客様による製品の改造は、絶対に行わないでください。
 - ・損傷した本製品を使用しないでください。
 - ・配線時のケーブルは、ケーブルグランドに適合した仕様のものを使用ください。
 - ・外部導線による引き込みは、使用する国や関連法規や、取扱説明書によって実施してください。
 - ・アース用端子を確実に接地してください。
 - ・導電中に蓋を開けないでください。
 - ・蓋や電線管、プラグをはずす際は、周囲にガス、ダスト、蒸気などの爆発性雰囲気が無いことを確認してください。

△注意

- 保守部品は、必ず本書に記載されております指定部品をご使用ください。
- 銘板の前に障害物を置かないでください。
- 銘板を取り外さないでください。
- 運搬時は、落下、転倒すると危険ですので、充分ご注意ください。天地方向、置き方、積み上げ数量や積載質量に指定がありますのでご注意ください。製品の破損や損傷、転倒によるけがのおそれがあります。
- 天地を確認の上、開梱してください。けがのおそれがあります。
- 本製品は重量物として取り扱ってください。搬送や設置作業時には、落下などに気をつけ、安全靴、安全帽等を着用してください。
- 絶縁抵抗の測定の際は、端子に触れないでください。感電のおそれがあります。
- 絶縁抵抗の測定の際は、周囲にガス、ダストまたは蒸気の爆発性雰囲気が無いことを確認してください。爆発、引火のおそれがあります。
- 異常が発生した場合は、直ちに運転を停止してください。感電、けが、火災のおそれがあります。
- 防爆電気機器を廃棄する場合は、一般産業廃棄物として処理してください。
- 直流、交流、仕様電圧を間違えないでください。
- 電源には「配線例」に示す外部ヒューズを安全のために必ず入れてください。
- 本製品は質量が重いため、設置場所は、足場のしっかりした場所、または強固な取付台を選んでください。
- 防爆電気機器としての仕様以外で、使わないでください。感電、けが、破損のおそれがあります。
- 本製品に乗る、ぶら下がる、足場にするなどはしないでください。けがのおそれがあります。
- 本製品を安全重視の保安目的でご使用される場合には必ず日常点検を実施し、万一の不具合・故障発生時のために、他の機器との併用をおこなってください。

2. 呼称表示

EDLM-302FJ-RYG

■表示灯部
円筒形

■定格電圧
02 : AC/DC 24V
10 : AC 100V
12 : AC 120V
20 : AC 220V
23 : AC 230~240V

■防爆規格
技術的基準
(国内TIIIS)
■点灯方式
点灯・点滅

■点灯色
R:赤
Y:黄
G:緑
B:青
C:白

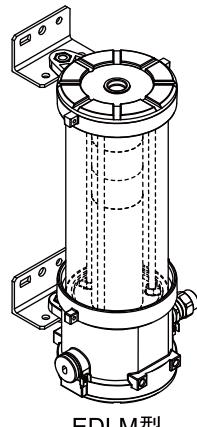
EDWM-502FJ-RYGB

■表示灯部
半円筒形

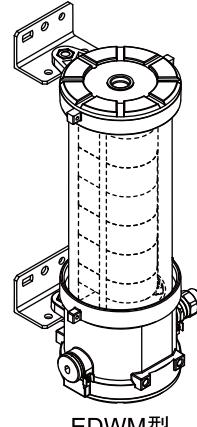
■定格電圧
02 : AC/DC 24V
M2 : AC 90~250V

■防爆規格
技術的基準
(国内TIIIS)
■点灯方式
点灯・点滅

■点灯色
R:赤
Y:黄
G:緑
B:青
C:白



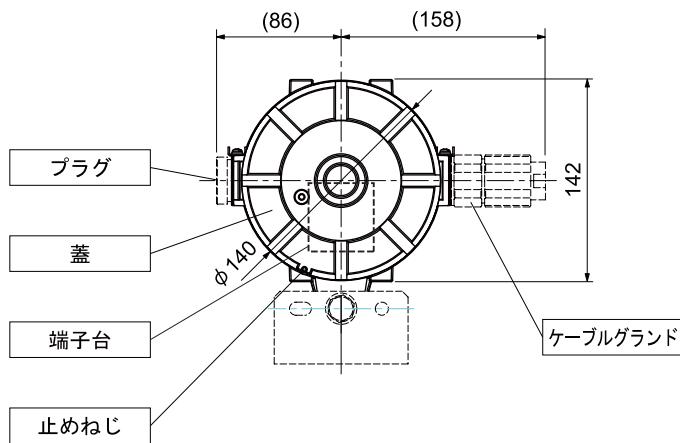
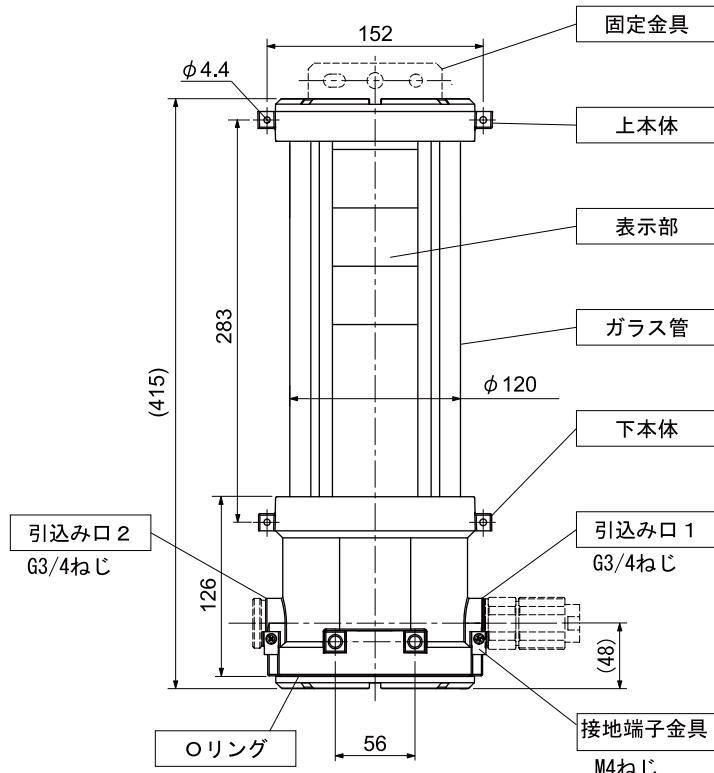
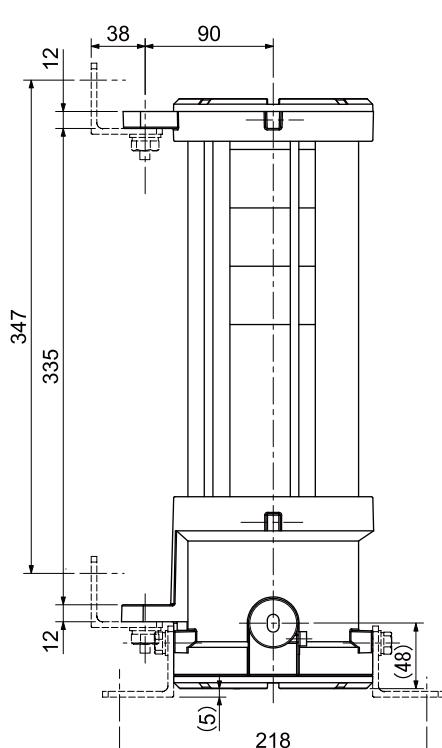
EDLM型



EDWM型

3. 各部の名称・寸法

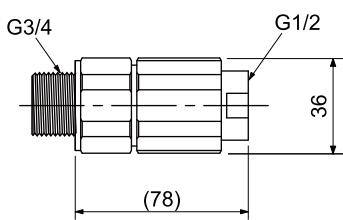
1. 本体



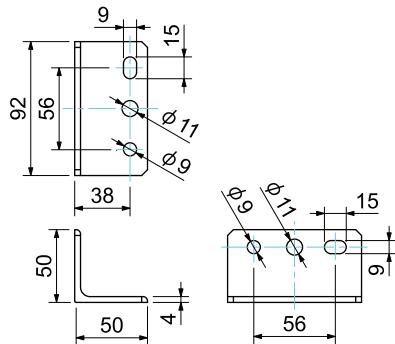
(単位: mm)

2. 付属品

■ケーブルグランド

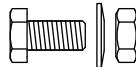


■固定金具



■設置用ボルト類

- ボルト、ナット、皿ばね座金 (M10) × 2個
<壁面取付け用>



- 平、ばね座金付きボルト (M8) × 4個
<直取付け用>



- 調整用ワッシャ (M10用) × 2個



(単位: mm)

4. 設置方法

△警告

- この製品は「8. 防爆構造・性能」で示された危険場所以外では使用できません。0種場所(Zone0)では使用できません。
- 周囲温度 -20°C ~ +50°C の場所で使用してください。容器の表面が直射日光などにより +50°C を越えるおそれのある場合はフードを取り付けるなどの対策をして、+50°C を超えないようにしてください。
- 設置は、本製品を使用する国や地域の安全規則や施工規則、法律、および一般的な技術規定などに従ってください。

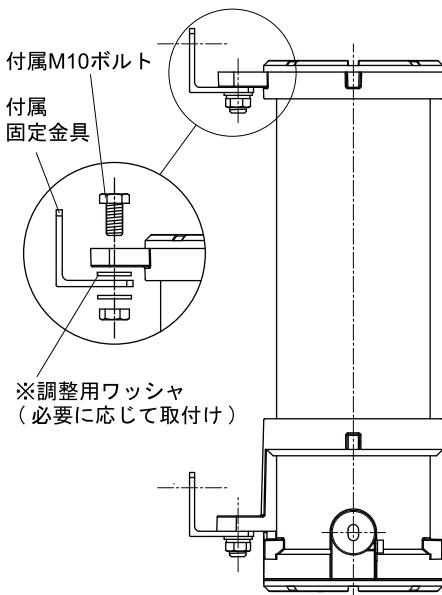
△注意

- 設置には、必ず付属の固定金具をお使いください。
- 設置はなるべく振動が小さく十分強度のある場所へ行ってください。
- 確実にボルト、ナットを締付けてください。
- 設置用ボルト等が振動などで緩むおそれのある場合には、ばね座金等を使用して緩みを防止してください。
- 設置用ボルト等が腐食のおそれがある場合には、錆びにくい材質のボルトや表面処理を施したボルトを使用するなどの対策をしてください。

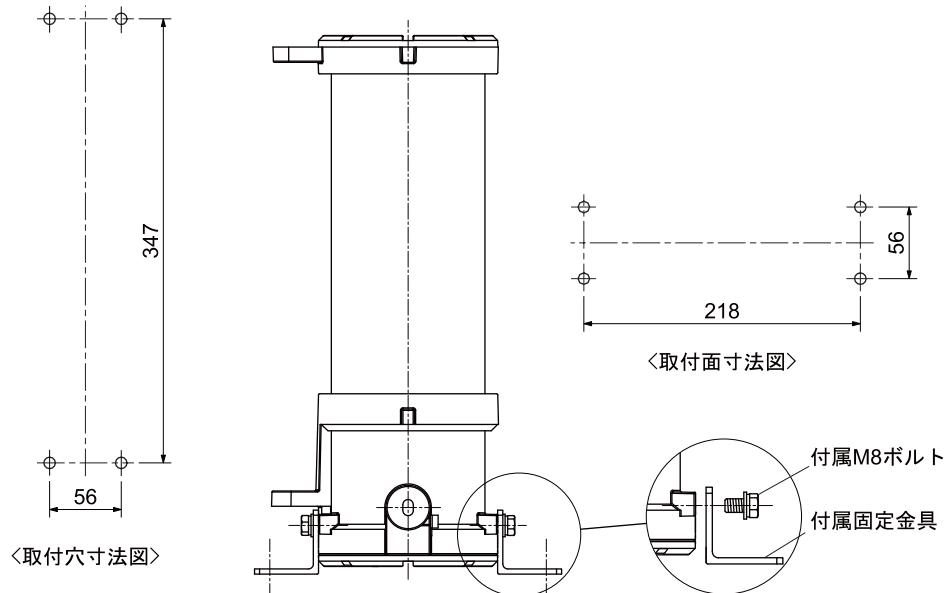
1. 設置方法

- 付属の固定金具とボルトを使用することにより、壁面取付けと直取付けを選択することが出来ます。
- 装着済みの固定金具に4本のM8ボルト、または同等の強度を持つ方法で強固に固定してください。
- 設置部分へ取付け穴（下図参照）の加工を行ってください。
防爆の関係上、穴あけ加工が制限される場合がありますので、注意願います。
- 壁面取付け時に、固定金具と製品の間にすきまが発生したままで製品を固定した場合、ガラス管に負荷が発生し、防爆性能に悪影響を及ぼす場合があります。必要に応じて、高さ調整のため 付属のワッシャで、すきまをなくす調整をお願いします。

■壁面取付けの場合



■直取付けの場合



*製品を設置するには付属のボルトやナット等のほかに、固定用のボルト類が必要です。設置面に合わせてお客様でご用意ください。

(単位: mm)

5. 配線方法

⚠ 警告

- 配線の際は、周囲にガス、蒸気またはダストの爆発性雰囲気が無いことを確認してください。
- 配線の引込み口には、必ず付属のケーブルグランドを取付けてください。
- ケーブルグランドに適合したケーブル径は、 $\phi 1.0 \sim \phi 1.2 \text{ mm}$ です。また配線しない引込み口には、付属のプラグを取付けてください。
- 非危険場所の電源部には、保護ヒューズを取り付けてください。
- 配線終了後は、本取扱説明書に従って防爆性を復元させてください。
- 蓋、プラグ、電線管のねじは5山以上締め付けてください。

⚠ 注意

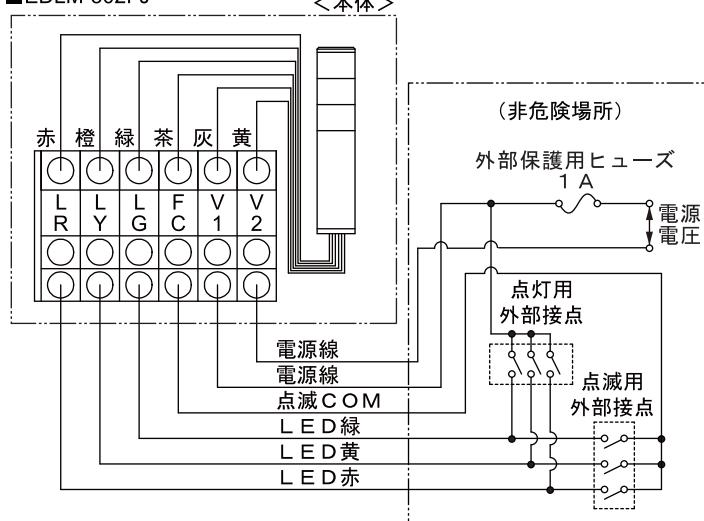
- 外部配線するケーブルは、ケーブル保護管に入れるなどして予測される外傷に対して十分な強度を持つもので保護してください。
- 使用するケーブルは、絶縁材料や使用温度、耐薬品性などを考慮し、ケーブル内部にすきまが少なく、表面が平滑で円形のものを選択してください。
- 配線の引込み口には必ず、シーリング処理（防水）を施してください。
- 配線の前には電源を切り、爆発性雰囲気が無いことを確認した上で、使用電圧や端子台の配線ミスの無いようにしてください。感電、破損のおそれがあります。
- 接続する電源は、この製品を使用する地域の法律（規格）に適合したものを使用してください。

- 以下の配線例に従って配線してください。

- 製品下部の蓋は、蓋の止めねじを緩め、反時計回りにまわすと取りはずせます。
- 蓋の開閉に関しましては、<6. 保守・点検>を参照ください。
- 配線終了後は、蓋、プラグ、電線管を5山以上締め込み、蓋に関しては止めねじで回り止め固定してください。
- ご使用になる外部接点の容量は、信号線電流を考慮して余裕を持って設定してください。

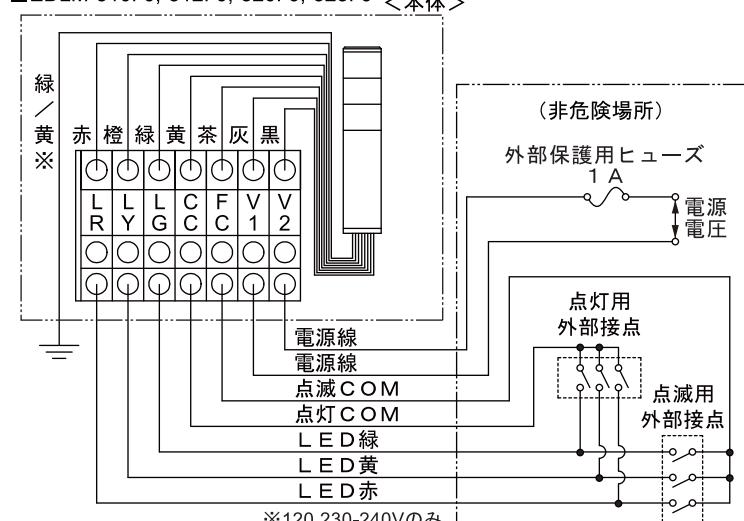
1. 端子台配線例

■EDLM-302FJ



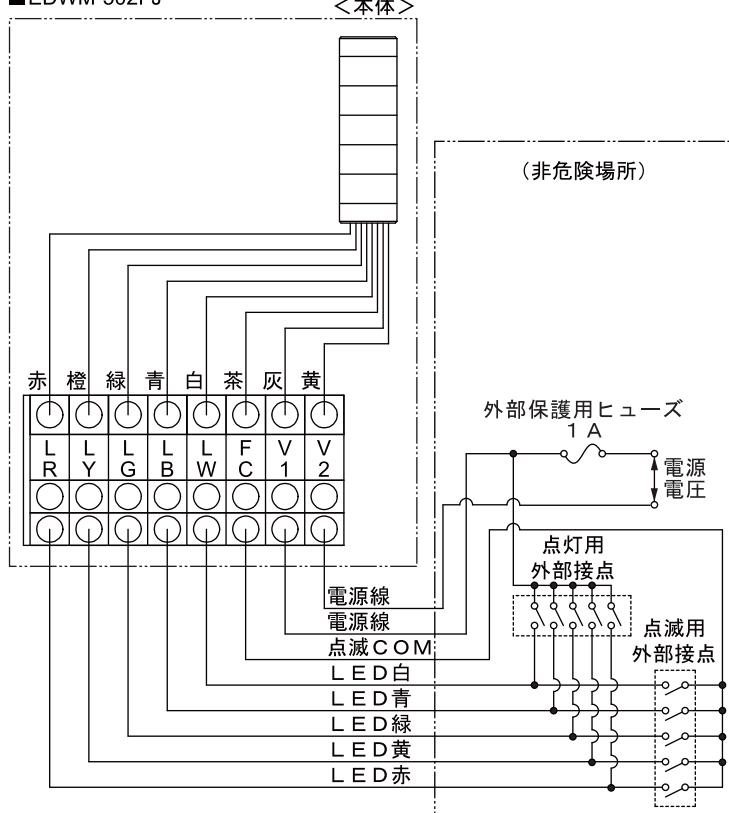
<本体>

■EDLM-310FJ,-312FJ,-320FJ,-323FJ <本体>



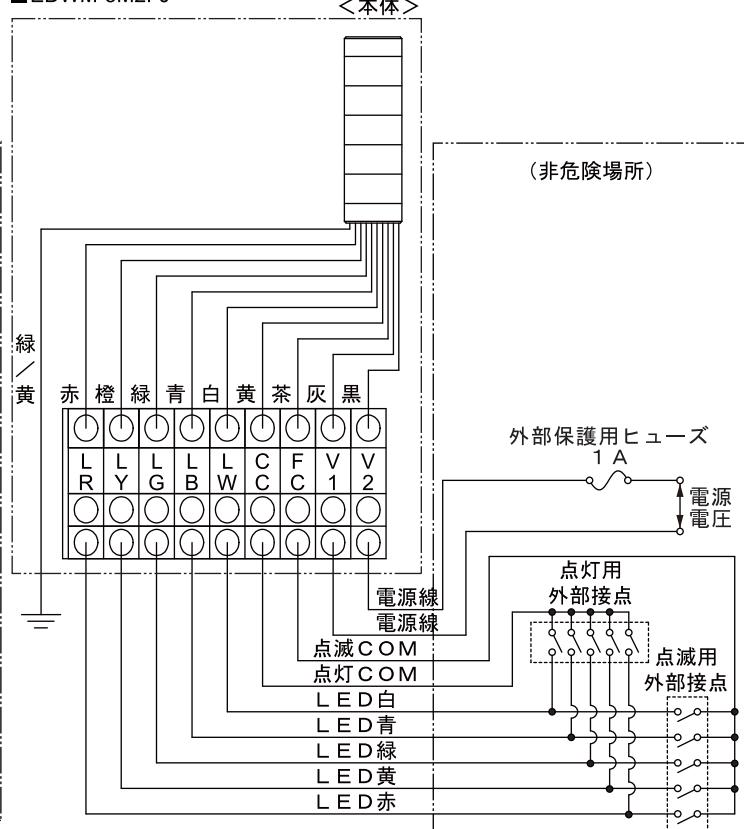
<外部保護用ヒューズ>
全電圧仕様 : 250V 1A

■EDWM-502FJ



<本体>

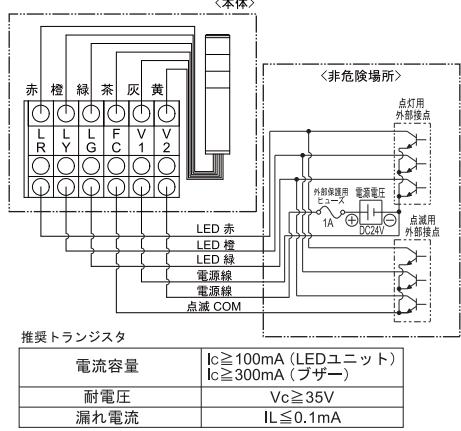
■EDWM-5M2FJ



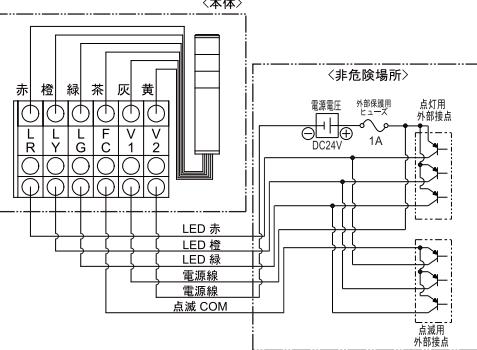
<本体>

2. NPN(PNP)トランジスタ駆動時の配線例

■EDLM-302FJ NPNトランジスタ

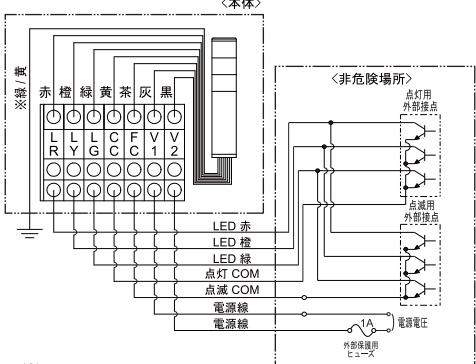


■EDLM-302FJ PNPトランジスタ

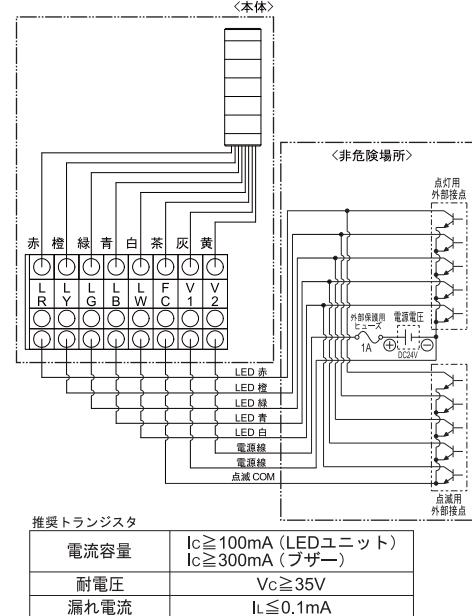


<外部保護用ヒューズ> 全電圧仕様 : 250V 1A

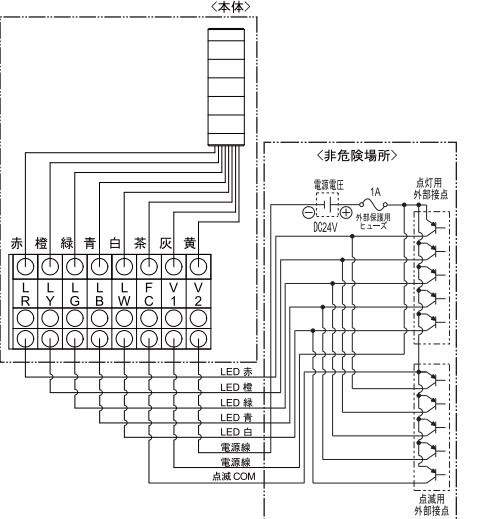
■EDLM-310FJ,-312FJ,-320FJ,-323FJ NPNトランジスタ



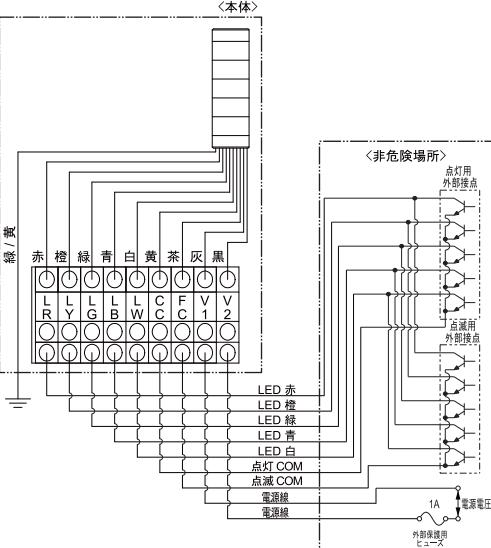
■EDWM-502FJ NPNトランジスタ



■EDWM-502FJ PNPトランジスタ



■EDWM-5M2FJ NPNトランジスタ



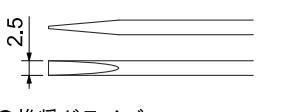
3. 端子台配線手順

△注意

- 配線の際、ドライバの先端で指を傷つけないようご注意ください。

- 端子台の配線に使用するマイナスドライバは、幅2.5mm、ストレートタイプのものをご使用ください。
- 電線はキャブタイヤケーブルを使用し、芯線は0.5mm²~0.8mm²(AWG 20~AWG 18)のものをご使用ください。
- より線を接続する際は芯線がばらけないよう、ご注意ください。
- 電線の被覆剥き長さは10mmです。
- 配線を外す場合は、ドライバ用四角穴にドライバを奥まで差込みスプリングを開いて電線を引き抜いた後、ドライバを引き抜いてください。

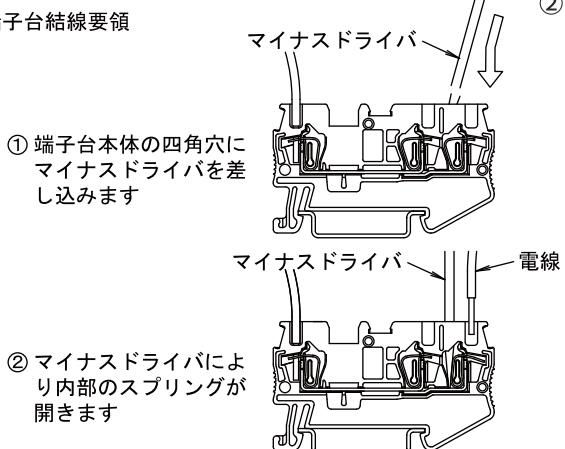
■使用できるマイナスドライバ



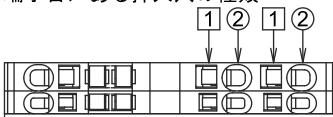
●推奨ドライバ

IDEK社製 型番 : BC1S-SD0

■端子台結線要領



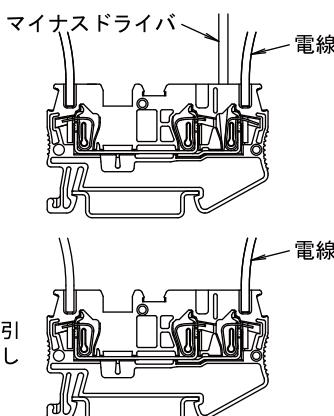
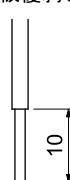
■端子台にある挿入穴の種類



① : ドライバ用四角穴

② : 電線用丸穴

■電線の被覆剥き長さ



③ 電線を挿入します

④ マイナスドライバを引き抜くと接続が完了します

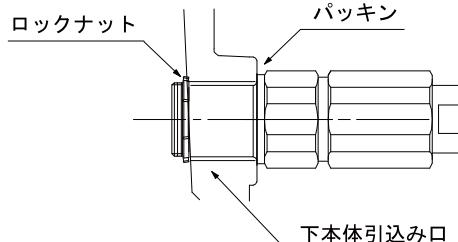
4. 引込み口への配線

- 配線の引込みは、引込み口1、2どちらからでも可能です。
- 付属のケーブルグランドに取付け可能なケーブル保護管のねじサイズはG1/2です。
- 蓋、プラグ、ケーブルグランドは5山以上締め付けてください。

項目	型式	取付けねじサイズ	適合ケーブル範囲	メーカー名
ケーブルグランド (付属品)	HPN21-R12-C	引込み口ねじ：G3/4 保護管用ねじ：G1/2	Φ10～12mm	IDEc (http://www.idec.com/)
プラグ (付属品)	SXSP-G3/4	G3/4		島田電機(株) (http://www.shimada-elec.co.jp/)

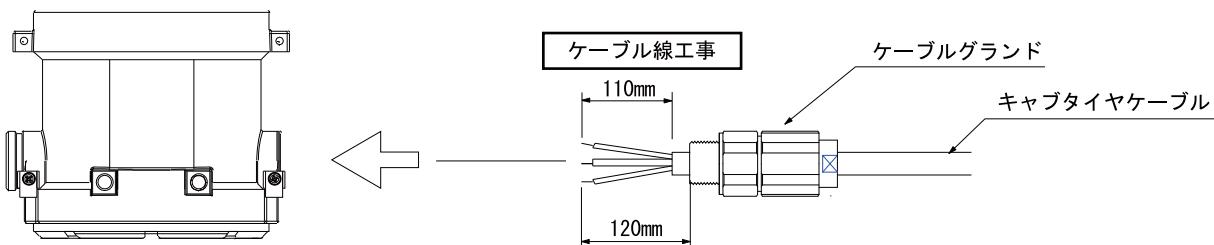
■ケーブルグランド取付方法

- 下本体引込み口にパッキンを介してニップルをねじ込み、下本体内側からロックナットを強固に締め付けます。



■ケーブルの引込み方法

- 付属のケーブルグランドを使用してください。
- ねじ部には、グリスやシールテープなどの防水処理を施してください。
- ケーブルグランドの詳細は取扱説明書を参照してください。
- ケーブルは、ケーブルグランドに適合したものを使用してください。



5. 保護接地

△注意

- 下本体の内側、外側に接地端子金具がありますので、接地抵抗値が100Ω以下となるように接地端子金具を使用して接地してください。
- 接地には600Vビニル絶縁電線と同等以上の絶縁性能を持つ電線を使用し、予想される最大地気電流を安全に流すことができる太さの電線を使用してください。

6. 保守・点検

△警告

- 通電中に容器の蓋を開けないでください。止むを得ず、通電中に蓋を開ける必要がある場合には、爆発性雰囲気を生成するおそれがないことを確認した上で実施してください。
- 保守・点検に使用する工具は、衝撃火花を発生させないものを使用してください。
- 電気計測器を使用する場合は、防爆構造のものを使用してください。
- 点検作業後は、本取扱い説明書に従って、防爆性を復元させてください。
- 防爆性能を戻すときは、蓋、プラグ、ケーブルグランドのねじ部は5山以上締め付けてください。
蓋に関しては止めねじで回り止め固定してください。
- Oリングなどのパッキン類は外さないでください。防水性能が損なわれます。

△注意

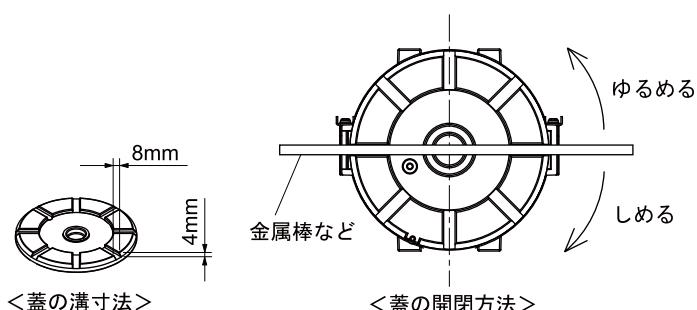
- 保守・点検に関しましては、産業安全技術協会発行の「ユーザーのための工場防爆電気設備ガイド」に従ってください。
- 改造や部品の変更は行わないでください。
- 長期間安全にご使用していただくために、定期的に保守・点検を行ってください。
- 内蔵している表示部の交換等、分解や組立てを伴う整備、修理が必要な場合は、必ず当社までご返却ください。
- ガラスに割れ、欠け、ひび等がないことを確認してください。
- ガラス表面に付着した汚れは、傷が付かないように中性洗剤などを含ませた柔らかい布などで拭き取ってください。

- 蓋の溝部は、錐締め構造になっています。
- 溝に合う簡易工具を使用して、蓋の取り外しや 増し締めを実施してください。

取り外し：止めねじを緩めて、蓋をはずしてください。
取付け：止めねじを緩めた状態で、蓋を5山以上締め付け、簡易工具で増し締めを実施後、止めねじを締め付けてください。

- 溝幅に合う簡易工具の準備をお願いいたします。

(例) ・長めの板レンチなど
・金属棒など



1. 保守担当者の要件

- 点検、保守作業は防爆構造、電気機器の施工、関連法規、および危険場所の分類の一般原則について研修を含む訓練を受けた、経験のある保守担当者が実施しなければなりません。
- 保守担当者は、本製品が使用される国の法令に従って適切な補講などを定期的に受けなければなりません。

2. 保守・点検内容

- 耐圧防爆構造の電気機器は、容器の強度、および容器外面の温度上昇などについて、表1を参照の上、日常および定期の点検を適切に実施してください。
- 電気配線は、非危険場所で実施する点検のほか、防爆性能を維持するために表2を参照の上、日常および定期の点検を適切に実施してください。
- 電気配線は外的な影響を受けやすいので、外観による日常の点検・保守が重要です。

表1 機器の保守・点検項目例

点検項目	方法	点検内容	処置
表示	目視	・表示内容が読み取れること ・正面に遮るものがないこと	清掃
容器	目視	・錆がないこと ・傷がないこと	清掃 防食処理
ボルト類	目視 触感	・緩みがないこと ・錆がないこと	増締め 清掃
Oリング	目視	・亀裂がないこと ・著しい変形がないこと	取り替え
プラグ	目視 触感	・損傷がないこと ・緩みがないこと	取り替え 増締め
ケーブルグランド	目視 触感	・損傷がないこと ・緩みがないこと	取り替え 増締め
温度上昇	温度計 触感	・規定値以下のこと	原因究明
ガラス	目視	・亀裂がないこと	製品交換

表2 電気配線の保守・点検項目例

点検項目	方法	点検内容
ケーブルの外観	目視 触感	・損傷がないこと ・膨潤、硬化がないこと
ケーブルの絶縁抵抗	計測	・所定値以上のこと
電線管の外観	目視 触感	・損傷・腐食がないこと
ダクト、ピット類の外観	目視 触感	・損傷・腐食がないこと ・蓋ズレがないこと

7. 仕様

型式	EDLM-302FJ	EDLM-310FJ	EDLM-312FJ	EDLM-320FJ	EDLM-323FJ	EDWM-502FJ	EDWM-5M2FJ
定格電圧	AC/DC 24V	AC 100V	AC 120V	AC 220V	AC 230~240V	AC/DC 24V	AC 90~250V
信号線電流 (LEDユニット1段あたり)			赤・黄:52.5mA 緑:20.0mA			赤:22.6mA 黄:26.6mA 緑:17.5mA 青・白:38.9mA	
使用温度範囲				-20°C ~ +50°C (ただし氷結しないこと)			
使用周囲湿度				45~85%RH (ただし結露しないこと)			
気圧				80~110Kpa			
点灯方式				点灯・点滅(60±12回/分)			
保護特性				IP66			
耐振動性				9.8m/s ²			
設置方向		屋外・屋内	正方向			屋外・屋内	正/横方向
光度	赤:350mcd以上 黄:580mcd以上 緑:1300mcd以上					赤:1000mcd以上 黄:700mcd以上 緑:1000mcd以上 青:300mcd以上 白:1000mcd以上	
質量(本体)			4.3kg				4.7kg
材質				上下本体: アルミニウム (外装面: メラミン樹脂焼付け塗装) ガラス管: 硼珪酸ガラス 固定金具: ステンレス ケーブルグランド: 黄銅			

8. 防爆構造・性能

■防爆表示記号

Exd II C T6 (1,2種場所)

- この製品は耐圧防爆形です。爆発性ガス分類II A、II B、II C、温度等級T 6までの範囲で使用することができます。
- 設置可能な危険場所は、1種場所 (Zone1) 、2種場所 (Zone2) です。
- 爆発性ガス・蒸気の分類と温度等級や設置／配線／保守につきましては、下記を参照ください。

- ・社団法人 産業安全技術協会 (TIIS) 発行
「防爆構造電気機械器具 型式検定ガイド」
「ユーザーのための工場防爆電気設備ガイド」

■適用規格

- 電気機械器具防爆構造規格 技術的基準

■認証機関

- 社団法人 産業安全技術協会 (TIIS)

9. 保守部品

項目	型式	発注品番	備考
ケーブルグランド	HPN21-R12-C	Z34910029	適合ケーブル φ10~12mm 引込み口ねじ: G3/4
プラグ	SXSP-G3/4	Z69541025-1	引込み口ねじ: G3/4
固定金具	――	B85130020	L字型、ステンレス
Oリング	――	Z35721023	ゴム

10. 修理

正常に取付けても、動作しない場合は、最終ページに記載しています技術相談窓口までお問い合わせください。
この際、製品銘板の製造ロット番号も併せてご連絡ください。

△注意

- 寸法、仕様および構造などは、改善のため予告なく変更することがありますので、ご了承ください。
- この取扱説明書に記載した警告事項・注意事項に反したお取扱いにより発生した故障や損害などについては、責任を負いかねますのでご了承願います。

この保証規定は、お客様がお買い上げ頂いた製品に関して、株式会社パトライト（以下、「弊社」といいます）が保証する内容について明記しています。

第1条（目的）

1. 本規定は、弊社の製品（以下、「本製品」といいます）に関する保証責任の取扱いについて定めるものとします。
2. お客様が本製品の使用を開始された時点で、お客様は本規定に同意して頂いたものとし、お客様と弊社との間で本規定の効力が有効に生ずるものとします。

第2条（保証対象および保証期間）

弊社は、お客様が本製品を購入された日から1年以内（以下、「保証期間」といいます）に本製品について以下の各号のいずれかに該当した場合（以下、「不良」といいます）、次条に定める保証責任を負うものとします。

- ①本製品の外形または内部に本製品の用途または機能を損なう変質または変形が発生した場合
- ②本製品が製品仕様書に定められた性能を発揮しない場合

第3条（保証内容）

1. 弊社は、本製品に不良が生じた場合（以下、「不良品」といいます）、自らの裁量によって無償による修理または代替品の提供のいずれかの措置を講じるものとします。
2. 弊社が前項の措置を講じた場合、当該措置がなされた本製品の保証期間は、当初の不良品に関する保証期間と同一とします。
3. 弊社が第1項に基づきお客様に対して本製品の代替品の提供を行った場合、弊社において回収致しました不良品の所有権は、弊社に帰属するものとします。
4. 弊社は、第1項の代替品の提供に関して、製造中止等の諸事情により同一製品を提供できない場合には、自らの裁量により本製品と同等以上の性能を有する製品を提供できるものとします。
5. 以下の各号の部材は、保証の対象外とします。
 - ①消耗品（モータ・電球・ロータゴム・ハウジング・Oリング・キセノン基板等）
 - ②輸送中における本製品の保護を目的とした梱包材料（製品梱包箱・ビニール袋・緩衝材等）

第4条（免責事項）

1. 弊社は、以下の各号のいずれかに該当する場合、不良に関して前条に定める保証責任を負わないものとします。
 - ①本製品の輸送・運搬中に発生した衝撃・落下等の外部的要因により不良が発生した場合
 - ②本製品の製品仕様書・取扱説明書・取り扱い上の注意等に違反することにより不良が発生した場合
 - ③本製品が設置または接続された装置・機器・車両・船舶・建物・ソフトウェア等による外的要因に起因して不良が発生した場合
 - ④お客様または第三者が事前に弊社の承諾を得ることなく本製品の分解・改造・補修・付属品取付等を行ったことにより不良が発生した場合
 - ⑤お客様または第三者の故意または過失により不良が発生した場合
 - ⑥お客様が第5条第3項の禁止事項に違反した結果、不良が発生した場合
 - ⑦火災・地震・台風・落雷等の天災地変または公害・塩害・静電気・停電・異常電圧等の外部的要因に起因して不良が発生した場合
 - ⑧本製品の販売時点における科学または技術に関する知見によっては、弊社が不良を予測することができない場合
 - ⑨通常使用に基づく本製品の自然消耗または経年劣化により不良が発生した場合
 - ⑩本製品が日本以外の国において使用されたことにより不良が発生した場合
 - ⑪保証期間の満了後に不良が発生し、お客様において当該不良が保証期間内に発生したことを証明することができない場合

- ⑫弊社に対して本書のご提示がない場合
2. 弊社は、第3条第1項の措置の実施の有無を問わず、不良に起因してお客様に生じた通常損害、特別損害、機会損失、逸失利益、事故補償、当社製品以外の製品（本製品と通信回線等により接続されているか否かを問いません）に関する損害、損失、不具合、データ損失および不良を修補するための費用（人件費、工事費、交通費、運送費等をいいますが、これらに限られません）のいずれに關しても、一切の責任を負わないものとします。
3. お客様が使用されるシステム・機械・装置等への本製品の適合性はお客様自身でご確認いただくものとし、弊社はこれらと本製品との適合性について一切の責任を負わないものとします。

第5条（ソフトウェアの取扱い）

1. 本製品に弊社が著作権者であるソフトウェア（以下、「本ソフトウェア」といいます）が内蔵されている場合、弊社は、お客様に対して本ソフトウェアを日本国内で使用する非独占的で譲渡不能な使用権を許諾するものとします。
2. 弊社は、本ソフトウェアの機能を向上させるべく、自らの裁量により本ソフトウェアをバージョンアップすることができるものとします。弊社は、ソフトウェアのバージョンアップに起因してお客様に生じた通常損害、特別損害、機会損失、逸失利益、事故補償、当社製品以外の製品（本製品と通信回線等により接続されているか否かを問いません）に関する損害、損失、不具合、データ損失および不良を修補するための費用（人件費、工事費、交通費、運送費等をいいますが、これらに限られません）のいずれに關しても、一切の責任を負わないものとします。
3. お客様は、事前に弊社の承諾を得ることなく、以下の各号の行為を行ってはならないものとします。
 - ①本ソフトウェアを複製すること
 - ②本ソフトウェアの改変・結合・リバースエンジニアリング・逆コンパイル・逆アセンブル等を行うこと
 - ③本ソフトウェアを第三者に対して再使用許諾・貸与・レンタル・転売すること
 - ④本ソフトウェアを第三者に送信可能な状態でネットワーク上に蓄積すること
 - ⑤本ソフトウェアに付されている著作権表示およびその他の権利表示を除去すること

第6条（その他）

1. 本製品に関する製品仕様書・取扱説明書・カタログ等の記載内容は、事前に予告なしに変更する場合があります。
2. 本製品に関する弊社の責任は、本規定をもって全てとし、弊社はこれ以外に一切の責任を負わないものとします。
3. 本保証書は、日本国内においてのみ有効に効力を生ずるものとします。お客様または第三者が本製品を海外へ輸出される場合、本規定の適用は除外されるものとし、本製品に関する全ての責任は、輸出元に帰属するものとします。
4. 弊社は、お客様による紛失・損傷等の事由を問わず、お客様に対して本書の再発行を行わないものとします。
5. 本書は、本書に明示した条件に基づき保証をお約束するものです。従って、本書によって弊社およびそれ以外の事業者に対するお客様の法律上の権利を制限するものではありません。

第7条（準拠法および管轄裁判所）

本規定は、日本法を準拠法とし、日本法に従って解釈されるものとします。本規定の履行および解釈に関して紛争が生じたときは、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とするものとします。

以上

株式会社パトライト



製造元

